

麻薬の事故が発生したとき（第35条）

麻薬小売業者は、所有又は管理している麻薬が滅失、盜取、所在不明その他の事故が生じたときは、その麻薬の品名及び数量その他事故の発生状況等を記載した「麻薬事故届」を速やかに知事あてに提出しなければなりません。

- 1 麻薬を盜取されたときには、速やかに警察署にも届け出てください。
- 2 「麻薬事故届」を提出した場合には、麻薬管理帳簿の備考欄にその旨を記載し、「麻薬事故届」の写しを保管してください。
- 3 末、散、錠剤等の容器が破損した場合は、麻薬を回収し、回収した麻薬について「麻薬廃棄届」を提出して、県の麻薬担当職員の立会下において廃棄してください。また、回収できなかつた麻薬については、「麻薬事故届」を提出してください。
アンプル注射剤の容器が破損し、麻薬が流出した場合は、できる限り麻薬を回収し、回収できなかつた量について、「麻薬事故届」を提出してください。回収した麻薬を廃棄するときは、麻薬小売業者（薬局開設者）又は管理薬剤師が廃棄の際に当該業務所の他の薬剤師又は関係職員の立会いの下に廃棄してください。なお、「麻薬事故届」にその経過を詳細に記載することで、麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。
- 4 調剤時に麻薬の破損等を発見した場合にも破損麻薬について「麻薬事故届」及び「麻薬廃棄届」を提出してください。
※「麻薬廃棄届」を提出した麻薬も、廃棄の立会日まで麻薬保管庫に入れて管理保管してください。
- 5 「麻薬事故届」の「事故発生状況」欄の記載は、明瞭に記載してください。
特に、「いつ、どこで、誰が、どのような状況で発生した事故なのか」、「なぜ事故が発生したのか」について、明瞭かつ詳細に記載してください。また、欄内に収まらない場合は、別紙としても差し支えありません。
- 6 再発防止のための改善計画書をあわせて提出してください。
- 7 提出先と提出部数
業務所を管轄する保健所に1部提出してください。